

第27回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

- 1 日 時 平成30年1月26日（金）午前10時から午前11時45分
- 2 場 所 環境局 第1・2会議室
- 3 出席者
(委員)
山西委員長、黒坂委員長代理、清見委員、後藤委員、清水委員、仁平委員
(大阪市)
北辻環境局長、深津事業部長、西尾事業管理課長、日下事業管理課長代理（司会）
岩崎健康局健康づくり課長、消防局
齋藤中央区役所副区長
- 4 議 題
 - (1) 新委員紹介
 - (2) 路上喫煙対策に関する取組状況について（報告）
 - (3) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について
 - (4) 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について（諮問）
 - (5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」新規応募団体について
- 5 議事要旨
 - (1) 局長あいさつ
 - (2) 新委員の紹介を行った。
 - (3) 事務局より、「第27回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づき、路上喫煙対策に関する取組状況について説明を行った。
 - (4) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について
 - ・平成29年度途中で活動を中止した1活動団体について報告。
 - ・平成30年度更新予定である16活動団体について承認。〈主な意見・質問等〉
 - ・昨年度に引き続いて行われた交流会に参加した活動団体のつながりで、新たに団体からの応募があったので、横のつながりを増やすためにも、今後も毎年やってほしい。
 - ・こういった取り組みや禁止地区などについて、今後SNSでも発信していくことを検討してほしい。
 - ・ここ近年は新規の応募団体が減少しているので、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の認知度を上げていく取組みが必要ではないか。

(5) 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(中央区戎橋筋・心斎橋筋地域)について(諮問)
〈主な意見・質問等〉

- ・平成19年6月の委員会答申では、禁止地区内に喫煙所を設けることが留意点として挙げられていたが、喫煙所を設けるべきではないか。
- ・今回指定を予定しているエリア内の喫煙率について、他の地点に比べて高いわけではないが、禁止地区指定による抑止効果などをどのように考慮しているのか。
- ・今回指定を予定しているエリアは大部分が商店街内であるが、禁止地区の明示性(標示物等)はどのように検討しているのか。